

○不測の事態を考慮して航空機の携行しなければならない燃料の量を定める告示

(平成十二年九月十八日)

(運輸省告示第三百十九号)

航空法施行規則（昭和二十七年運輸省令第五十六号）第百五十三条の規定に基づき、不測の事態を考慮して航空機の携行しなければならない燃料の量を定める告示を次のように定め、平成十二年十月十六日から適用する。

運輸大臣 森田 一

不測の事態を考慮して航空機の携行しなければならない燃料の量を定める告示

航空法施行規則（昭和二十七年運輸省令第五十六号）第百五十三条に規定する不測の事態を考慮して航空機の携行しなければならない燃料の量は、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる燃料の量とする。

区分	燃料の量
一 航空運送事業の用に供する飛行機（電気を動力源とする飛行機を除く。）	次に掲げる燃料の量のうちいずれか多い量 一 着陸地までの飛行を終わるまでに要する燃料の量の五パーセントに相当する燃料の量（使用する飛行機ごとに燃料の消費に係る性能に応じて携行しなければならない燃料の量を補正する方法及び飛行の区間ごとの気象状態等を勘案して携行しなければならない燃料の量を補正する方法並びに路線ごとの燃料消費量に関する分析に基づき、これらの方法を用いて燃料の量を補正する路線を選定する方法を航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第百四条に規定する運航規程に定めている航空運送事業者が使用する飛行機のうち当該路線に係るものにあつては、着陸地までの飛行を終わるまでに要する燃料の量の三パーセントに相当する燃料の量） 二 着陸地の上空四百五十メートルの高度で五分間待機することができる燃料の量
	計器飛行方式により飛行しようとするものであつて、代替空港等を飛行計画に表示するもの
二 航空運送事業の用に供する電気を動力源とする飛行機	着陸地までの飛行を終わるまでに要する燃料の量の十パーセントに相当する燃料の量
三 航空運送事業の用に供する回転翼航空機（電気を動力源とする回転翼航空機を除く。）	次に掲げる燃料の量のうちいずれか多い量 一 巡航高度で着陸地までの飛行を終わるまでに要する時間の十パーセントに相当する時間を飛行することができる燃料の量 二 着陸地の上空四百五十メートルの高度で十五分間待機することができる燃料の量
	計器飛行方式により飛行しようとするものであつて、代替空港等を飛行計画に表示しないもの
四 航空運送事業の用に供する電気を	着陸地までの飛行を終わるまでに要する燃料の量の十パーセントに相当する燃料の量

動力源とする回転翼航空機	港等を飛行計画に表示するもの	
五 計器飛行方式により飛行しようとする回転翼航空機（航空運送事業の用に供するもの及び電気を動力源とする回転翼航空機を除く。）	代替空港等を飛行計画に表示するもの	次に掲げる燃料の量のうちいずれか多い量 一 巡航高度で着陸地までの飛行を終わるまでに要する時間の十パーセントに相当する時間を飛行することができる燃料の量 二 着陸地の上空四百五十メートルの高度で十五分間待機することができる燃料の量
	代替空港等を飛行計画に表示しないもの	

附 則 (平成二十九年三月二十九日国土交通省告示第二百五十号)

(施行期日)

第一条 この告示は、平成二十九年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 航空法施行規則の一部を改正する省令（平成二十九年国土交通省令第十四号）附則第二条の規定により、航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第六十三条の規定により航空機の携行しなければならない燃料の量について従前の例による場合における不測の事態を考慮して航空機の携行しなければならない燃料の量については、この告示による改正後の規定にかかわらず、この告示の施行の日から起算して九月を経過する日までの間は、なお従前の例による。

附 則 (令和六年三月二十九日国土交通省告示第二百七十一号)

この告示は、公布の日から施行する。